

B. 遺言書・遺産分割協議書がない場合

ご提出いただいた書類原本は、写しをいただいた後、ご返却いたします。

No.	ご提出書類等	内容について	入手先	確認欄
1	相続届	相続人全員の署名・実印、承継される方の口座情報・振込先等をご記入いただきます	当行	<input type="checkbox"/>
2	法定相続情報一覧図（原本） ※発行日より1年以内	法定相続人の確認書類	本籍地・現住所の法務局	<input type="checkbox"/>
3	戸籍謄本（原本） ※発行日より1年以内 上記2の「法定相続情報一覧図」をご提出いただく場合は不要	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本 ※相続のパターンによって戸籍謄本が異なるため次ページを参照ください。 【戸籍（除籍）謄本の取得方法について】	本籍地の市町村役所（場）	<input type="checkbox"/>
4	相続人の現在の戸籍謄本（原本） ※発行日より1年以内	親の戸籍から婚姻・養子縁組等により除籍した後、更に姓が変わった方。		
5	印鑑登録証明書（原本） ※発行日より6ヵ月以内 （海外に居住している方は、※注記1参照）	相続人全員	市町村役所（場）	<input type="checkbox"/>
6	預金通帳・証書・鍵（貸金庫）・キャッシュカード等 （当座預金がある場合は、未使用の手形用紙・小切手用紙）	亡くなられた方のもの	お客さま	<input type="checkbox"/>
7	実印	相続手続を行う来店者（預金等の払戻を受ける方）の実印 代表で相続手続を行う場合は別途、「委任状」が必要な場合があります。	お客さま 又は当行	<input type="checkbox"/>
8	本人確認資料	相続手続来店者（預金等の払戻を受ける方）の運転免許証・資格確認書等	お客さま	<input type="checkbox"/>
9	相続放棄受理証明書（原本）	相続放棄がある場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
10	上記以外の書類が必要な場合	例 ・相続人に未成年者がいる場合 ・相続人が海外居住の場合	預金相続センターへご確認ください	<input type="checkbox"/>

※注記1：海外に居住している方

○印鑑証明書の代わりにサイン証明書（署名証明）をご準備ください。

・日本語以外の証明書の場合は、和訳文の添付もお願いします。

・発行については、大使館または領事館へご確認ください。

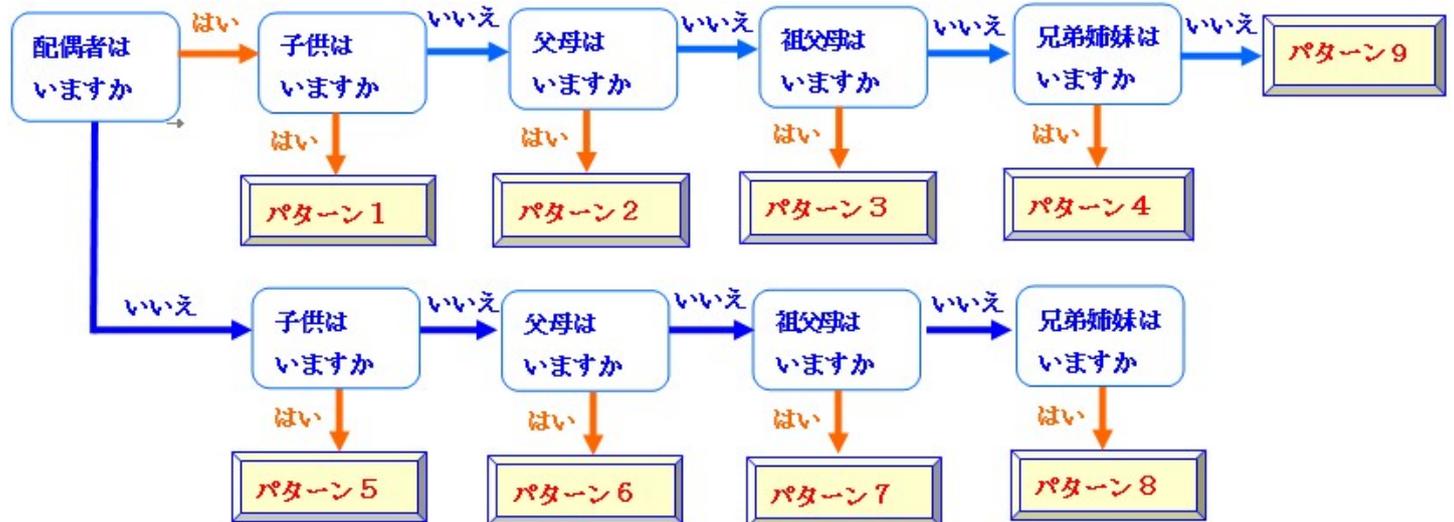
○住所を確認する書類をご提出いただく場合があります。

※その他：亡くなられた方に外貨預金、投資信託、公共債、貸金庫、当行株式、お借入等のお取引がある場合は、別途必要となる書類がありますので、当行お取引窓口までお問い合わせをお願いします。

【戸籍(除籍) 謄本の取得方法について】

相続人を確認するためには、「亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍) 謄本」が必要となります。戸籍謄本を漏れなくご用意いただくため、下記の相続パターンより、必要な戸籍謄本の確認をお願いします。

本籍のある市町村役所(役場)へ、本紙をご持参の上、住民課等のご担当者に「相続手続きのために必要です」と申し添えて下さい。



	パターン	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	相続人	配偶者 子	配偶者 父母*	配偶者 祖父母*	配偶者 兄弟姉妹	子	父母*	祖父母*	兄弟姉妹	配偶者
ご準備いただく戸籍(除籍) 謄本										
被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍) 謄本 * 被相続人に亡くなった子がいる場合は、その方の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍) 謄本		●	●	●	●	●	●	●	●	●
ご両親の死亡が確認できる戸籍謄本				●				●		
ご両親の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍) 謄本					●				●	●
祖父母の死亡が確認できる戸籍(除籍) 謄本					●				●	●
兄弟姉妹に亡くなった方がいる場合は、その方の出生から亡くなるまでの連続した戸籍(除籍) 謄本					●				●	●
相続人の現在戸籍 * 親の戸籍より結婚・養子縁組等で除籍された方で、その後さらに姓が変わった方のみ		●	●	●	●	●			●	
震災等で滅失している場合は「証明願」		●	●	●	●	●	●	●	●	●

《追加書類》

※ **父母***・**祖父母***のうち、どちらかお一人が亡くなっている場合は、その死亡が確認ができる戸籍謄本。

※ 上記以外の戸籍(除籍) 謄本が必要になる場合もありますのでご了承ください。